

第三者評価委員会による鳥取県立学校評価実施要領

鳥取県教育委員会

1 趣旨

この要領は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第2項により設置する鳥取県立学校第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、調査審議する事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 評価の目的

評価委員会が行う評価は、各学校の自己評価及び学校関係者評価に基づき、以下のことを目的に実施する。

- (1) 教育に識見等を有する者等が、定期的に学校を評価することにより、学校の教育活動の水準の維持及び向上を図るとともに、各学校が設定した目指す学校像（ミッション）、その達成に向けた教育目標及び具体方策の実現を図ること。
- (2) 評価結果を各学校の教育活動等に反映することにより、各学校の教育活動等の改善に役立てること。
- (3) 学校の教育活動等の状況を県民に明らかにすることにより、広く県民の理解と信頼を得て、魅力ある学校づくりを推進すること。

3 評価の基本的な方針

上記の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施する。

- (1) 学校の個性の伸長や教育活動の向上に資する評価
評価委員会は、評価項目や評価基準を設定し、各学校の教育活動等の総合的な状況について評価を行う。
評価委員会が評価項目や評価基準を設定し評価を行うに当たっては、各学校の個性や特色が十分に発揮できること及び画一的な評価とならないことに留意し、各学校の教育目標や教育方針、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の実態や教育活動の成果などを踏まえて行う。
- (2) 専門家等を中心とした評価
学校の教育活動等を適切に評価し、教育活動等の改善に資するため、教育に関し識見を有する者を中心とした委員により評価委員会を組織し、評価を実施する。
- (3) 透明性の高い開かれた評価
評価結果を広く県民に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とする。また、評価委員会は、評価の経験や評価を受けた学校等の意見を踏まえ、評価システムの改善に努める。

4 評価の実施体制

- (1) 評価機関の組織
評価機関は、評価委員会、評価チーム及び評価事務局で構成する。
- (2) 評価委員会の設置
評価委員会は、教育に関し識見を有する者を中心とした有識者27人以内の評価委員で組織し、評価委員の互選により委員長を置く。委員長は、評価委員会の会務を総括する。
- (3) 評価委員の選任
評価委員は、教育に関し識見を有する者等で、学校や教育委員会と直接関係を有しない者

から選任し、教育委員会が任命する。

(4) 評価事務局の設置

評価事務局を教育委員会内に置き、事務担当者（指導主事）を配置する。

(5) 評価チームの編成

評価委員 3 人、事務担当者（指導主事）1 人で一つの評価チームを編成し評価を実施する。

各評価チームには、評価委員の中から委員長が指名したチーム長を置く。チーム長は、各評価チームの業務を総括する。

(6) 評価委員に対する情報提供等

評価をより実効性の高いものとし、客観的、専門的な立場からの信頼性の高い評価を実施するため、教育委員会は評価委員に対し、各学校の教育目的、内容等について、必要な情報提供や説明を行う。

5 評価の内容

(1) 自己評価、学校関係者評価についての評価

評価委員会は、学校の自己評価、学校関係者評価及び学校改善の取組が適切に行われているかの評価を行い、学校の更なる自己改善の取組を促進し、学校の自己評価等を補完する。

(2) 評価委員会が設定した評価項目等に基づく評価

評価委員会は、5（1）の評価のほか、評価委員会が設定した評価項目により評価を行い、学校の教育活動の向上や改善を図る。

なお、評価委員会が学校の教育活動全般を逐一子細に検証、評価を行うことは、人力的、日期的にも困難であるため、学校及び教育委員会が随時検証し、改善を図るものとする。

(3) 第三者評価改善計画書による改善状況の評価

評価委員会は、前回の第三者評価実施後に各学校から提出された第三者評価改善計画書による各学校の改善状況を確認、検証し、その改善状況について評価を行い、学校の教育活動の向上と改善を図る。

6 評価の方法

評価委員会は、各学校から提出される自己評価表や重点目標等に係る報告書、学校訪問による視察や学校長等との協議等に基づき評価を行う。

(1) 評価対象校

各学校の設定する中期的な目標への取組状況と成果が明確になる期間を考慮し、評価委員会は、各学校に対し 4 年間に一度評価を行う。

評価対象校は、各年度毎に 8 校程度とする。

(2) 学校訪問

評価委員会は、評価対象校に対し、事前に評価項目、重点的に行う評価内容、評価基準等の内容を通知する。

評価チームは、重点目標の達成状況や課題解決への取組状況等に関して評価を行うため、評価対象校を年 2 回程度訪問し、管理職との協議、教職員や保護者・生徒等との話し合い、授業等の視察等を実施する。

学校訪問にあたっては、事前に評価チーム内において、評価対象校に関する情報の収集・整理と共有化に努める。

(3) 評価書の作成

各評価チームは、評価対象校について、自己評価表をはじめ、学校訪問で把握した情報や学校から提出された文書等に基づき評価原案を作成し、評価対象校に事実確認等を照会した上で、評価案を評価委員会に提出する。

評価委員会は、評価チームから提出された評価案の内容を検討し、必要に応じて評価チームと協議の上、修正を加え、評価書を決定する。

評価委員会は、評価書を評価対象校及び教育委員会に交付する。

7 評価結果の活用

(1) 学校での活用

評価書の交付を受けた学校は、評価書の内容を踏まえた改善方策等を取りまとめた「第三者評価改善計画書」(別紙様式)を作成し、評価委員会に提出するとともに、学校運営の改善に活用する。

(2) 教育委員会での活用

評価書の交付を受けた教育委員会は、学校の支援及び施策の充実に活用するとともに、学校から提出された「第三者評価改善計画書」の進捗状況等を随時把握し、必要に応じて学校に対し指導・助言を行う。

8 評価の公表

評価委員会は、評価書の内容をホームページ等を通じて県民等へ速やかに公表する。公表に当たっては、個人情報の保護について十分に留意する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。